

七戸町障がい者活躍推進計画

機関名	七戸町
任命権者	七戸町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
七戸町における障がい者雇用に関する課題	七戸町においては、職員総数170名程度、障がい者法定雇用数は2名であり、令和7年1月1日現在、法定雇用率を満たしていない状況である。 当町においても体制整備や各種取組を実施し、計画期間中の法定雇用率達成を目指す。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.89% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当、職員の定数管理担当）を整備するとともに、障がい者である職員の相談窓口を設定し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できるこ

	<p>と」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> <li>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>